

広情個審第53号
平成30年12月11日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

保有個人情報不存在通知に係る審査請求に対する決定について（答申）

平成30年1月17日付け広緑緑第251号で諮問のあったこのことについては、別添
のとおり答申します。

（諮問第54号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成30年1月17日付け広緑第251号の諮問事案（諮問第54号事案）

平成29年5月10日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年6月23日付け広緑第77号で行った不存在を理由とする保有個人情報不開示決定に対する同年7月10日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「申立人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき申立人が行った本件開示請求に対し、違反取締が業務であるにも拘らず緑政課課長が職務を課さないことはあり得ない。全開示を求める。

(2) 審査請求の理由

明確に申立人が取締を求めている。業務を放棄したか不明である。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等での主張を要約すると、次のとおりである。

本件開示請求において請求のあった公文書は作成又は取得していないため、不存在決定を行ったものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

実施機関は、本件開示請求において請求のあった公文書は作成又は取得していないと説明する。実施機関による上記説明は首肯できるものであり、他に存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、実施機関が本件開示請求に対し不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
30. 1. 17	広緑緑第251号の諮問を受理（諮問第54号で受理）
30. 9. 18 (第1回審査会)	第1部会で審議
30. 10. 23 (第2回審査会)	第1部会で審議
30. 11. 16 (第3回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授
宮 崎 智 三	中国新聞社論説副主幹